

勤務環境改善医師派遣等推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、令和6年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用が開始され、長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的に、長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援を行う目的とし、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）の規定によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「派遣」とは、医療機関の管理者の指示により行われるもの、その他の当該医療機関の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたものをいう。

(補助対象)

第3条 (1)に掲げる医療機関が行う(2)の事業を対象とする。なお、「地域医療勤務環境改善体制整備事業」、「地域医療勤務環境改善体制整備特別事業」を実施している場合であっても対象とする。

(1) 対象医療機関

①派遣受入医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって第4条の交付要件を満たすもの。

ア 特定機能病院、地域医療支援病院、救命救急センター、周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院、地域がん拠点病院等の地域医療に特別な役割がある医療機関

イ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、5疾病6事業で重要な医療を提供している医療機関

ウ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

②派遣医療機関

上記の要件を満たす派遣受入医療機関に医師を派遣する医療機関

(2) 対象事業

派遣受入医療機関の医師の労働時間短縮に向けた取組として、医師派遣等を推進する事業。

ただし、同一法人間の医師派遣、都道府県をまたぐ医師派遣および医師不足地域等への医師派遣を引き揚げて行う当該医師派遣は対象外とする。

(3) 対象経費

「(2)対象事業」に定めた以下の経費に対して補助を行う。

(派遣受入医療機関に係る経費)

- ・派遣医師を受け入れるための準備に必要な経費。

(派遣医療機関に係る経費)

- ・医師派遣に係る逸失利益。

(交付要件)

第4条 次の(1)～(4)のすべてを満たすこと。

(1)対象事業を実施する医療機関は、双方が確認した医師派遣であることを明らかにする観点から、補助を受けるにあたって事前に医師派遣の相手方の医療機関の確認を得ること。

(2)派遣受入医療機関においては、次のいずれをも満たすこと。

①勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

②年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超える恐れがある医師を雇用し、36協定において、全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超える協定を締結している医療機関であること。

なお、「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機

関」をいう。

- ③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-M I Sに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

(算定方法等)

第5条 交付額の算定方法は次のとおりとする。

(1) 派遣受入医療機関

受入医師1人当たり、150千円を標準単価とし、第3条(3)の経費とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を選定する。

(2) 派遣医療機関

派遣医師1人当たり、1,250千円に派遣月数を乗じて得た額を選定する。

なお、派遣医師は1週間の勤務時間が32時間で1人とし、派遣医師の1週間の勤務時間が32時間を超える若しくは32時間未満の場合はその勤務時間を32時間で除して得た人数とする。また、勤務時間が1週間サイクルでない場合は、所要の調整(1月の勤務サイクルである場合は1/4を乗じて1週間あたりの勤務時間を算定すること等)を行うこと。

- (3) 前各号により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)とを比較して少ない方を補助額とする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 事業内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定した期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類は事業完了の日(事業の中止、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度終了後、5年間保管しておかななければならない。
- (10) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第5号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) 契約をしようとするときは、契約の内容その他見積に必要な事項を示し、複数の者から見積書を提出させなければならない。
- (12) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(13) 香川県税（個人県民税を含み、地方消費税を除く。）の滞納がないこと。

(交付の申請)

第7条 補助事業者が補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の申請書を受理した場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第9条 補助事業者は、第6条（2）又は（3）の承認を受けようとするときは、補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払により交付することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業完了の日から起算して1月を経過した日（第6条（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに実績報告書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の実績報告書を受理した場合は、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県へ返還することを命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定の条件等に違反したとき。

(その他)

第15条 補助事業者は、特別の事情によりこの要綱に定める手続き等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けて、その指示するところに従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年8月15日から施行し、令和6年4月1日から適用する。